

大阪青山大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 大阪青山大学短期大学部(以下「本学」という。)は、教育基本法の精神及び学校教育法の規定に則り、実際的な専門の学芸を教授研究し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、我が国の文化と伝統に基づいた高い知性と学識と豊かな情操を兼ね備えた品位ある人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表するものとする。

2 自己点検・評価に関する必要な事項は別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第3条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行うものとする。

(情報の公開)

第4条 本学は、教育研究活動等の状況について、広く情報を公開するものとする。

(社会的・職業的自立に関する指導等)

第5条 本学は、学科等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

第2章 学科及び修業年限

(学科)

第6条 本学に次の学科を置く。

調理製菓学科

2 調理製菓学科を次のコースに分類する。

調理コース

製菓コース

3 調理製菓学科及び前項のコースごとの目的は、次のとおりとする。

食文化の担い手として、時代に対応できる確かな知識と技術、そして豊かな創造力を備えた専門的職業人を育成すること。

調理コース 調理及びその関連分野について科学的な背景を理解するとともに、調理実習等を通じて調理技術・技能に卓越した人材を育成すること。

製菓コース 菓子製造及びその関連分野について科学的な背景を理解するとともに、製菓実習等を通じて菓子製造技術・技能に卓越し

た人材を育成すること。

(修業年限)

第7条 本学の修業年限は2年とする。ただし4年を超えて在学することはできない。

第3章 学生定員

(定員)

第8条 本学の学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
調理製菓学科		
調理コース	30名	60名
製菓コース	30名	60名

第4章 授業科目及び履修方法

(授業科目)

第9条 本学における授業科目は、一般教養科目及び専門教育科目に分け、これを必修科目と選択科目に区分する。

(一般教養科目)

第10条 一般教養科目は別表1のとおりとし、6科目(12単位)以上を履修しなければならない。

(専門教育科目)

第11条 調理製菓学科の専門教育科目は、別表2の定めるところにより必修科目、選択科目を含めて計54単位以上を修得しなければならない。

(授業方法)

第12条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技又はこれらの併用により行うものとする。

(他の短期大学等における学修)

第13条 他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを願い出た者については、その短期大学又は大学と協議のうえ、これを許可することがある。

2 前項の規定により修得した授業科目及び単位数については、30単位を超えない範囲でこれを本学において修得したものとみなすことができる。ただし、第14及び第15条に規定する単位と合わせて30単位を超えることはできない。

3 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合に準用する。

(短期大学以外の教育施設等における学修)

第14条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う大学又は高等専門学校の専攻科における学修、その他文部科学大臣が定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条及び次条により本学におい

て修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において修得した授業科目及び単位について、本学に入学後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が本学に入学する前に行った第15条第1項に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第13条第2項及び第14条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第13条第3項において準用して本学において修得したものとみなす単位数と合わせる場合は、45単位を超えないものとする。

(調理師免許)

第16条 調理コースにおいて、調理師法第3条第1号の規定に基づく調理師の免許を得ようとする者は、調理師法施行規則第6条第1号に規定する科目及び単位を別表3のとおり修得しなければならない。

(製菓衛生師試験受験資格)

第17条 製菓コースにおいて、製菓衛生師法第3条の規定に基づく製菓衛生師の免許を取得するため製菓衛生師試験を受けようとする者は、製菓衛生師法施行規則第18条第1号に規定する科目及び単位を別表4のとおり修得しなければならない。

(幼稚園教諭二種普通免許状)

第18条 削除

(保育士資格)

第19条 削除

(履修登録)

第20条 学生は、履修しようとする科目を講義の初めに届け出てその許可を得なければならない。

(単位の計算方法)

第21条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、学長は単位数を定めることができる。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の時間を含め、35週にわたることを原則とする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学園創立記念日（1月23日）

春季休業 3月23日から3月31日まで

夏季休業 8月10日から8月31日まで

冬季休業 12月25日から1月9日まで

2 前項の規定にかかわらず、必要のあるときは、学長は、休業日を変更し、又は休業日に授業を行わせることができる。

第6章 入学・転学・休学・退学及び除籍

(入学の時期)

第26条 入学の時期は、学期の始めとする。

2 前項により9月に入学した者の学年は、9月21日に始まり翌年9月20日に終わる。

(入学の資格)

第27条 本学に入学の資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定する

ものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第28条 本学に入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に別に定める書類を添えて、別表5に定める入学検定料を納めなければならない。

（入学検定料の取扱）

第29条 一旦納入した入学検定料は、いかなる理由があっても返還しない。

（入学選考）

第30条 第28条の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行い、学長が教授会の意見を聴いて合格者を決定する。

（入学手続き及び入学金等）

第31条 第30条の選考試験に合格した者は、所定の期日までに、入学金、授業料、その他学費を納入し、誓約書及び本学所定の入学に関する書類を提出しなければならない。

（入学許可）

第32条 学長は、前条に基づき入学手続きを完了した者に、入学を許可する。

（転入学）

第33条 他の大学から本学に転学を希望する者があるときは、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。

（転学）

第34条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、その理由を具し、保証人連署のうえ学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（休学）

第35条 病気その他の理由により授業に出席することのできない者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署のうえ、学長に願い出てその許可を得て休学することができる。

（休学期間）

第36条 休学の期間は、原則として1年とする。ただし、特別の事由があるときは、1年を超える休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

（復学）

第37条 休学期間中でもその理由が解消し、復学しようとする者は、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

（退学）

第38条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(再入学)

第39条 本学を退学した者又は次条第3号により除籍された者が再入学を願い出たときは、学長は教授会の意見を聴き入学を許可することがある。

(除籍)

第40条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第35条に定める休学の期間を超えてなお復学できない者
- (3) 正当な理由なくして授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は行方不明になった者

第7章 単位の修得及び卒業

(単位に認定)

第41条 授業科目の単位の認定は、科目毎に行う試験によってこれを定める。ただし実験、実習、演習及び実技については、試験を施行しないでその成績を定めることができる。

(単位認定の条件)

第42条 講義科目の出席時間数が授業時間数の3分の2未満（実験、実習、演習及び実技科目にあつては4分の3未満）の場合は、当該科目の成績の判定は行わない。

(試験種別)

第43条 試験は、平常試験、定期試験、追試験及び再試験とする。

(試験の時期)

第44条 定期試験は、学期末又は学年末に行う。

(受験資格)

第45条 正当な理由なくして授業料を納入していない者は、定期試験を受けることができない。

(追試験)

第46条 やむを得ない事由により定期試験を受けられなかった者には、追試験を行うことができる。

(再試験)

第47条 不合格の科目については、再試験を行うことができる。

(成績評価)

第48条 学業成績の判定は、秀、優、良、可及び不可とし、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。

2 秀、優、良及び可を合格とし、単位を認定する。

3 不可は、不合格とし、単位を認定しない。

(卒業の認定及び学位)

第49条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び所定の単位を取得した者については、学長は教授会の意見を聴き卒業を認定する。

2 学長は、前項の規定により卒業を認定した者に対して、学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

第8章 学 費 等

(授業料その他の納付金)

第50条 授業料その他の納付金については、別表5のとおりとする。

2 一旦納入した納付金は、正当な理由がない限り返還しない。

(休学に係る授業料等及び学籍料)

第51条 学期前に休学を申し出て許可された場合は、当該学期に係る授業料、施設費及び実習費(以下本条及び次条において「授業料等」という。)の納入を要しない。ただし、休学期間においては、別表6に定める学籍料を納入しなければならない。

2 学期途中で休学する場合は、休学開始月までの授業料等を月割にて納入のうえ、前項ただし書きに基づき、学籍料を納入しなければならない。

3 許可された休学期間の途中で復学する場合は、復学日の属する月から当該学期の最終日が属する月までの授業料等の月割額を復学が許可されてから復学までの間に納付しなければならない。この場合において、授業料等納付月分の学籍料は返還する。

(授業料等の分納、延納)

第52条 授業料等は、特別の事由のある場合、分納又は延納を許可することがある。

第9章 賞 罰

(表彰)

第53条 品性、学力とも優秀な者及び学生として表彰に値する行為があった者については、学長が表彰する。

(懲戒)

第54条 本学の秩序を乱し、かつ、本学の規則等に違反した者又は学生としての本分に反する行為をした者は、学生懲戒規程に定める手続きを経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなくて出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 職員組織

第55条 教授会、事務組織等職員組織については、学校法人大阪青山学園組織規程の定めるところによる。

第11章 科目等履修生、長期履修生及び外国人留学生 (科目等履修生)

第56条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、学長は教授会の意見を聴き科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には、本学則第48条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(長期履修生)

第57条 第7条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き長期履修生として入学を許可する。

2 長期履修生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第58条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、学長は教授会の意見を聴き外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第12章 厚生施設

第59条 本学に厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第60条 教育研究の成果を公開して地域社会の文化振興に還元するため、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は昭和42年4月1日から施行する。

(略)

53 この学則は、平成25年4月1日から一部改正即日施行し、平成24年度末に在学する学生については、なお従前の例による。

54 この学則は、平成26年4月1日から一部改正即日施行し、大阪青山短期大学の名称は、平成26年3月31日に同大学に在学し、この規則施行の日以降引き続き在学する者に適用する。

- 55 この学則は、平成27年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、第40条、第49条、第53条及び第54条を除き、なお従前の例による。
- 56 この学則は、平成28年4月1日から施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、第50条、第51条及び第52条を除き、なお従前の例による。ただし、幼児教育・保育科は、改正後の規定にかかわらず、平成28年3月31日に同学科に在学する者が、同学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、適用する規定は、なお従前の例による。
- 57 この学則は、平成29年4月1日から一部改正即日施行し、改正施行の日の前日から引き続き在籍する学生にあつては、なお従前の例による。

別表 1 一般教養科目

科目区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
歴史と伝統文化	歴史と美術	1		
	茶道と伝統文化		1	
	華道と現代生活		1	
	書道		1	
	陶芸		1	
総合	文学		1	
	文章表現法		1	
	ボランティア演習		1	
	プレゼンテーション		1	
	インターンシップ		1	
	キャリアデザインⅠ		1	
	キャリアデザインⅡ		1	
コミュニケーション	フランス語Ⅰ	1		
	フランス語Ⅱ	1		
	基礎英語		1	
体育	体育講義	1		
	体育実技	1		
	計	5	12	

別表2 専門教育科目

科目区分	授業科目の名称	単位数		備 考
		必修	選択	
コース 共通	情報処理		2	
	情報処理演習		1	
	消費者保護論		2	
	消費者行動論		2	
	フードスペシャリスト論		2	
	フードコーディネータ論		2	
	食料経済		2	
	卒業研究	2		
調理 コース	食と健康	2		
	環境と健康（公衆衛生学）	2		
	食育論	2		
	基礎栄養学	2		
	応用栄養学	2		
	食品学総論	2		
	食品機能論	2		
	食品加工学	2		
	食品の安全と衛生Ⅰ	2		
	食品の安全と衛生Ⅱ	2		
	食品の安全と衛生Ⅲ	2		
	食品衛生学実験	1		
	調理学Ⅰ	2		
	調理学Ⅱ	2		
	食文化概論	2		
	食文化演習Ⅰ	1		
	食文化演習Ⅱ	1		
	食文化演習Ⅲ		2	
	茶懐石論演習	2		
	基礎調理学実習Ⅰ	1		
	基礎調理学実習Ⅱ	1		
	調理学実習Ⅰ	2		
	調理学実習Ⅱ	2		
	製菓製パン実習		1	
	学外実習	1		
	レストランシュミレーション実習	3		
	特別食実習		1	
カフェマネジメント		2		
特別実習		2		

製菓 コース	衛生法規		2
	公衆衛生学Ⅰ	2	
	公衆衛生学Ⅱ		2
	環境衛生		2
	食品学総論	2	
	食品学各論	2	
	食品衛生学Ⅰ	2	
	食品衛生学Ⅱ		2
	食品衛生学Ⅲ		2
	食中毒・食品添加物		2
	食品衛生学実験		1
	栄養学総論	2	
	栄養学各論	2	
	菓子と食生活		2
	菓子店経営論		2
	製菓理論総論	4	
	製菓理論各論Ⅰ（洋菓子）	2	
	製菓理論各論Ⅱ（和菓子）	2	
	製菓理論各論Ⅲ（製パン）	2	
	製菓基礎実習	4	
	製菓専門実習		6
	健康管理概論	2	
	製菓総合演習		2
	製菓専門技術Ⅰ		2
	製菓専門技術Ⅱ		2
	食品加工学		2
	調理学Ⅰ	2	
	調理学実習Ⅰ	2	
	茶懐石論演習		2
	海外食文化演習		2
カフェマネジメント論		1	

別表3 調理師免許取得に必要な科目

調理師の免許を取得するためには、下表のとおり単位を修得しなければならない。

調理師法施行規則に定められた		左に対応する開設授業科目	授業形態	単位数		備考
教育内容	授業時間数			必修	選択	
食生活と健康	90時間以上	食と健康	講義	2		
		環境と健康（公衆衛生学）	講義	2		
		食育論	講義	2		
食品と栄養の特性	150時間以上	基礎栄養学	講義	2		
		応用栄養学	講義	2		
		食品学総論	講義	2		
		食品機能論	講義	2		
		食品加工学	講義	2		
食品の安全と衛生	150時間以上 （実習30時間以上を含む）	食品の安全と衛生Ⅰ	講義	2		
		食品の安全と衛生Ⅱ	講義	2		
		食品の安全と衛生Ⅲ	講義	2		
		食品衛生学実験	実験	1		
調理理論と食文化概論	180時間以上	調理学Ⅰ	講義	2		
		調理学Ⅱ	講義	2		
		食文化概論	講義	2		
		食文化演習Ⅰ	演習	1		
		食文化演習Ⅱ	演習	1		
		食文化演習Ⅲ	演習		2	
		茶懐石論演習	演習	2		
調理実習	300時間以上	基礎調理学実習Ⅰ	実習	1		
		基礎調理学実習Ⅱ	実習	1		
		調理学実習Ⅰ	実習	2		
		調理学実習Ⅱ	実習	2		
		製菓製パン実習	実習		1	
総合調理実習	90時間以上	学外実習	実習	1		
		レストランシュミレーション実習	実習	3		
高度調理技術実習	—	特別食実習	実習		1	
フードサービス実習	—	カフェマネジメント	演習		2	
調理に関する国際コミュニケーション	—	フランス語Ⅰ	演習		1	
		フランス語Ⅱ	演習		1	
計	960時間以上	計		43	8	

別表4 製菓衛生師国家試験受験資格取得に必要な科目

製菓衛生師国家試験受験資格を取得するためには、下表のとおり単位を修得しなければならない

製菓衛生師法施行規則に規定された		左に対応する開設授業科目	授業形態	単位数		備考
授業科目	時間数			必修	選択	
衛生法規	30時間以上	衛生法規	講義	2		
公衆衛生学	90時間以上	公衆衛生学Ⅰ	講義	2		
		公衆衛生学Ⅱ	講義	2		
		環境衛生	講義	2		
食品学	60時間以上	食品学総論	講義	2		
		食品学各論	講義	2		
食品衛生学	150時間以上	食品衛生学Ⅰ	講義	2		
		食品衛生学Ⅱ	講義	2		
		食品衛生学Ⅲ	講義	2		
		食品衛生学実験	実験	1		
		食中毒・食品添加物	講義	2		
栄養学	60時間以上	栄養学総論	講義	2		
		栄養学各論	講義	2		
社会	60時間以上	菓子と食生活	講義	2		
		菓子店経営論	講義	2		
製菓理論	570時間以上	製菓理論総論	講義	4		
		製菓理論各論Ⅰ（洋菓子）	講義	2		
		製菓理論各論Ⅱ（和菓子）	講義	2		
		製菓理論各論Ⅲ（製パン）	講義	2		
製菓実習	570時間以上	製菓基礎実習	実習	4		
		製菓専門実習	実習	6		
計	1020時間以上	計		49		

別表5 入学検定料及び授業料その他の学費

入学検定料	30,000円	複数回受験（併設大学を含む。）の場合は 2回目以降 15,000円
入学金	200,000円	

(年額)

学 科	調理製菓学科
授業料	1,000,000円
施設費	80,000円
実習費	180,000円
合 計	1,260,000円

別表6 学籍料

学籍料	10,000円(月額)	休学期間分をまとめて前納
-----	-------------	--------------